

子ども・子育て新制度(新幼保連携認定こども園を中心に)  
 ■ 社会福祉法人みかり会 谷村 誠 2013.10.23 ■



自身の成長、そして、お返しを  
 子ども、お年寄り、ご家族、地域の方々・・・  
 多様ななかかわりの中で成長させていただいていることに感謝し  
 「人」に「社会」にお返しができれば、と考えています

MIKARIKAI

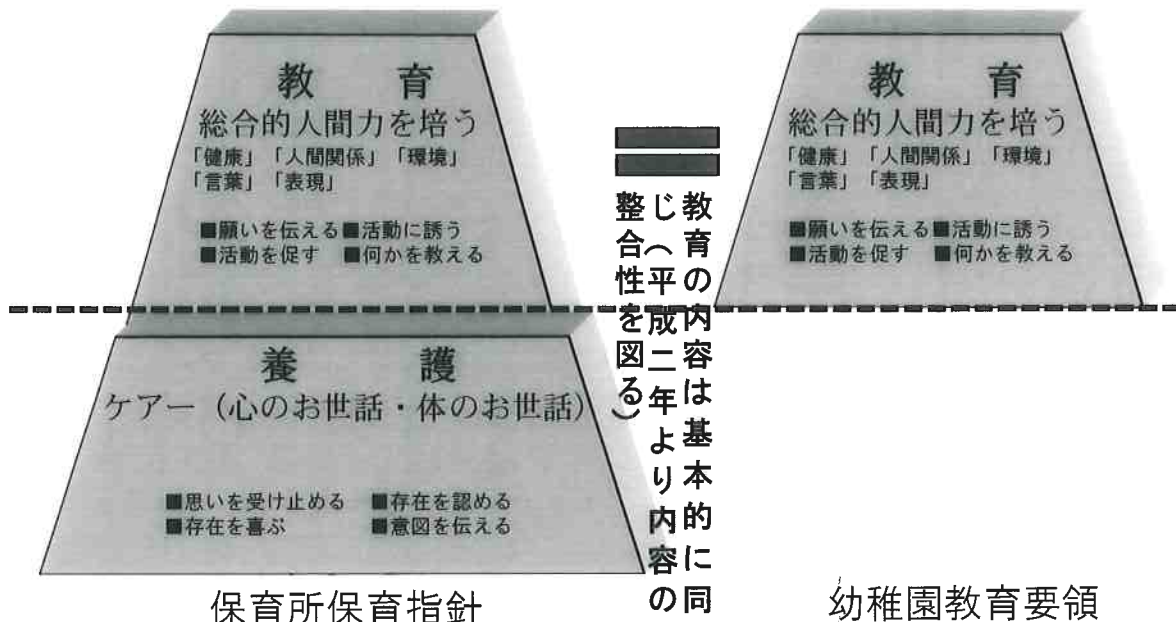
■ 保育所（認定こども園）と幼稚園の中身の違い

児童福祉法でいう保育（養護＋教育）

学校教育法でいう教育

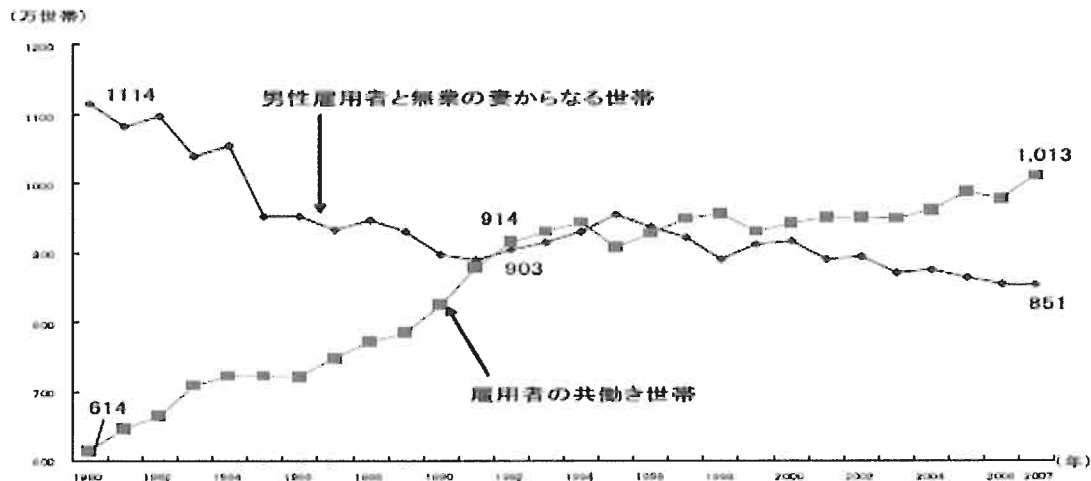
保育所（幼保連携型認定子ども園）

幼稚園



## 共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



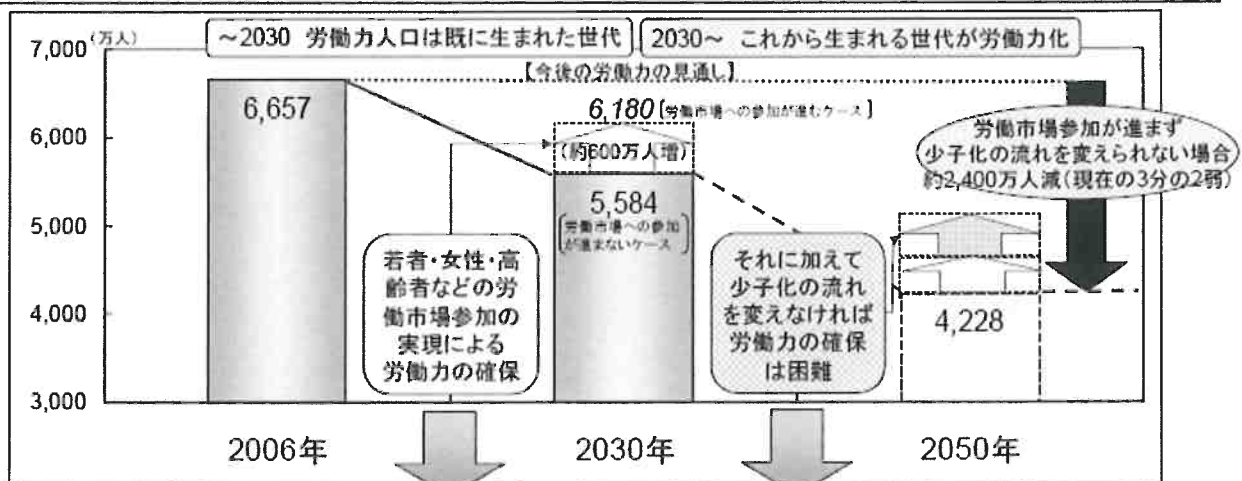
(備考)

1. 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

7

## 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参考官室において推計。

10

# 経済的要因に対して（人口減少社会、少子化）

## ■少子化減少のインパクト(経済的インパクト)

— 同志社大学教授 林 敏彦 氏 —

■弾力性による推定値によれば、約40年後に、人口30%

減少なら、一人当たりGDPは54%低下する

■2010年比、一人当たりGDPが54%低かったのは1970年

■時代は40年逆戻りする？

### 子どものいる女性の就業希望

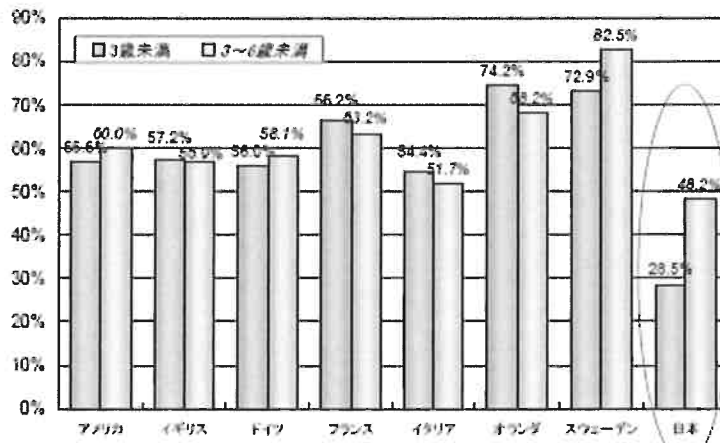
○ 我が国では、諸外国に比べ、幼い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

	末子の年齢			
	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

出典：総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

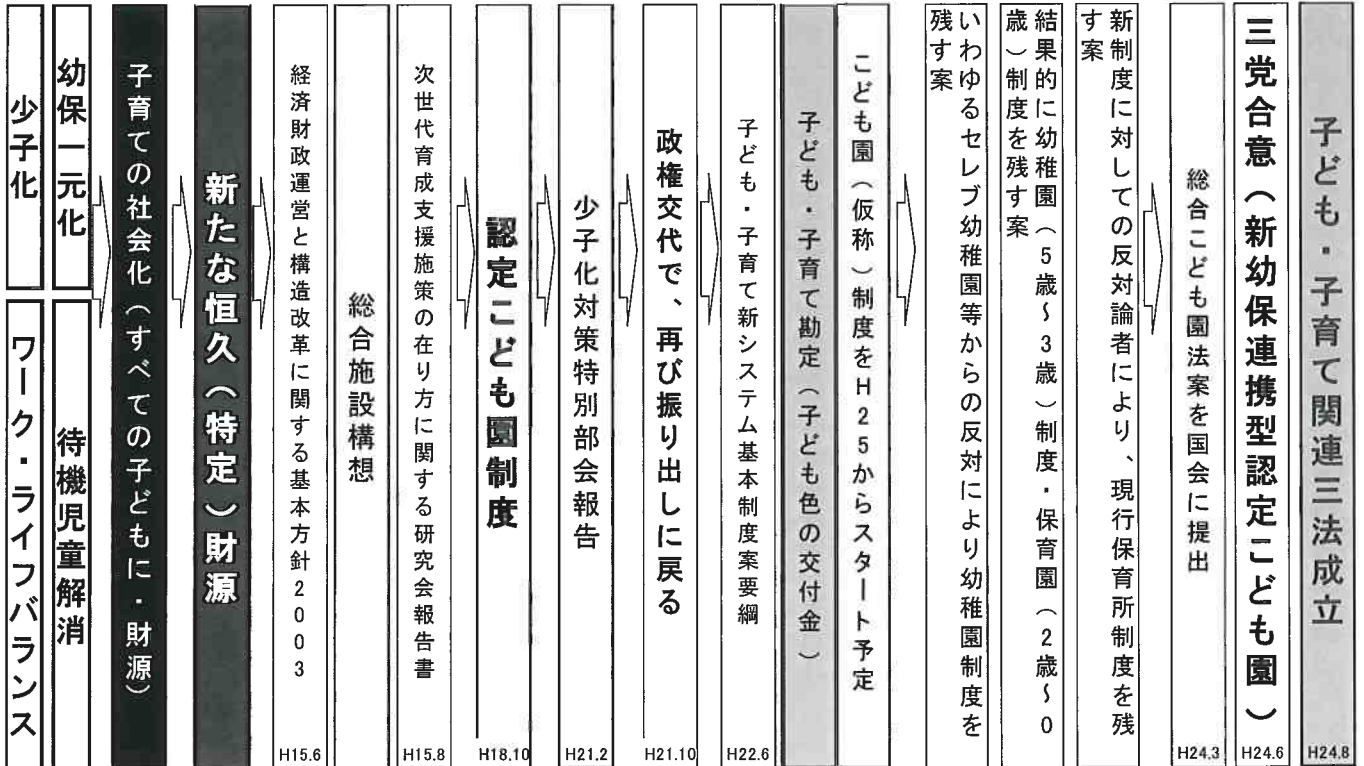
6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



出典：OECD: Society at a Glance 2005

# 子ども・子育て新制度

— 制度改革のプロセス —



# 子ども・子育て新制度

— 制度改革のプロセス —

2015年～  
すべての子どもに  
保育サービスを提供

- 専業主婦家庭
- 短時間就労家庭
- 長時間就労家庭



- (1) 「保育に欠ける」要件の見直し
- (2) 公的保育契約制の導入
- (3) 指定制の導入  
(短期間にサービスの供給量を)
- (4) 子育て支援の充実
- (5) 少子化傾向にある地域の支援  
(地域型保育給付の創設)

待機児童解消

総合こども園

幼保一体化

財政的なインセンティブ

応諾義務はNO



## 子ども・子育て新制度

— 制度改革のプロセス —

2015年～  
すべての子どもに  
保育サービスを提供

- 専業主婦家庭
- 短時間就労家庭
- 長時間就労家庭

●保育所の3歳以上の  
幼児教育を学校教育  
としての位置づけ

●幼稚園の預かり保  
育の一部を児童福祉  
として位置づけ

総合こども園

(1)「保育に欠ける」要件の見直し

(2)公的保育契約制の導入

(3)指定制の導入

(短期間にサービスの供給量を)

(4)子育て支援の充実

(5)少子化傾向にある地域の支援  
(地域型保育給付創設)

子ども・子育て支援法案

総合こども園法案

関係整備法案 (児童福祉法等)

H24.3.10 提出



こども園保育所



こども園幼稚園



幼稚園

## 子ども・子育て新制度

— 制度改革のプロセス —

2015年～  
すべての子どもに  
保育サービスを提供

- 専業主婦家庭
- 短時間就労家庭
- 長時間就労家庭

●保育所の3歳以上の  
幼児教育を学校教育  
としての位置づけ

●幼稚園の預かり保  
育の一部を児童福祉  
として位置づけ

新幼保連携型認定こども園

(1)「保育に欠ける」要件の見直し

(2)公的保育契約制の導入

(3)基準を満たす施設は認可

(短期間にサービスの供給量を)

(4)子育て支援の充実

(5)少子化傾向にある地域の支援  
(地域型保育給付創設)

子ども・子育て支援

(議員)

移行は義務づけず  
政策的に促進

改正認定こども園法

H24.8.10 成立

関係整備法案 (児童福祉法等)

(議員修正)

基準を満たす施設は認可



保育所



幼稚園



幼稚園型・保育所型・地方  
裁量型 認定こども園



幼稚園

## ■ 保育の必要性の認定 ■

－ 1号認定・2号認定・3号認定 －

■ 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる

■ 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

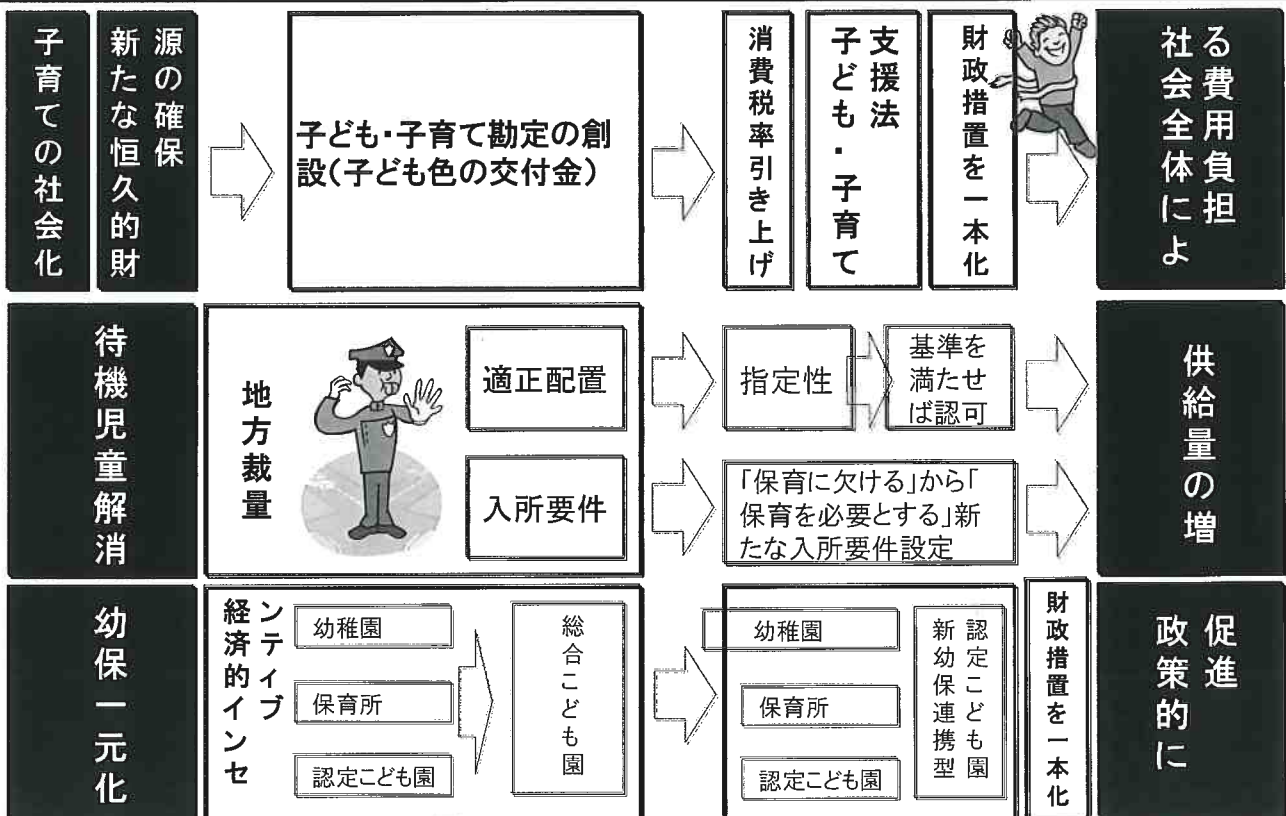
### ■ 認定区分

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども  
2号、3号は保育を必要とする子ども

11

## ■ 子ども・子育て新制度 ■

－ 課題は解決できたか －



## ■ 国としての課題 ■

### — 生活困窮者対策 —

生活保護受給者 二二三万人  
(過去最高 平成24年9月) 毎月一万人増加

■ 生活保護受給者の高齢化

二七% (平二二) ↓ 四一% (平二十一)

生活保護に陥るリスクのある者  
(ポルダー層)も増大

■ 年収二〇〇万円未満 三三%

(雇用者全体に占める割合)



社会保障・税一体改革において  
③ 貧困・格差対策の強化  
(重層的セーフティネットの構築)

社会保障審議会 「生活困窮者の生活支援  
の在り方に関する特別部会」

■ 生活困窮者支援に係る主な論点

- ① ステージに応じた  
伴走型支援の実施
- ② 民間を活用した支  
援
- ③ 多様な雇用機会  
の確保
- ④ 債務整理や家計  
の再建の支援
- ⑤ 安定した居住の場  
の確保
- ⑥ 次世代への『貧困  
の連鎖』の防止

## ■ 生活困窮者対策 ■

— 社会保障審議会 「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書」 —  
平成25年1月25日

- ① **相談支援** 生活困窮者への包括的・個別的支援の出発点となり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核である。
- ② **就労支援** 求職活動や就労に必要な能力形成への支援で相談支援の拠点とハローワークや公共職業訓練機関、福祉事務所、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実践する民間企業などのいわゆる社会的企業の連携等ですすめられる。
- ③ **多様な就労機会の提供** 直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、社会的企業などが中心となって多様な就労機会を提供する。
- ④ **居住確保支援** 居住の確保は自立を支える活動の基盤でもある。家賃の補助や賃貸住宅の情報提供、住宅の提供などの支援が必要である。
- ⑤ **家計相談支援** 生活再建のための貸付などをおこなうと同時に、生活困窮者の生活力を高めるためにも、家計管理などについて支援をする。
- ⑥ **健康支援** 生活の基礎となる健康の保持・増進、疾病の予防及び早期発見等について支をおこなう。
- ⑦ **子ども・若者の支援** 生活困窮家庭の子どもたちや若者の未来を開くための、学習支援や進学支援などをおこなう。

## ■ 子どもの貧困・貧困の連鎖 ■

子どもの貧困については、本人に何の責任もない。子どもが、人生の最初から不利な立場に置かれ、様々な可能性を摘み取られる

### ■ 子どもの貧困の実態

■日本の貧困率 — 15.3% (2000年) OECD諸國中、アメリカに次ぎ 2 位

■子どもの貧困率 — 子ども人口の14.7%、7 人に 1 人が貧困状態  
(2004年時点 OECD諸国の平均よりも高い)

■日本の特徴 — 母子世帯の貧困率が突出して高い。特に無職の一人親家庭よりも、母親が働いている母子世帯の貧困率が高い

### ■ 貧困家庭に育つことの不利

低所得が子どもに及ぼす様々な不利が、別の不利を招き、問題を複雑化し、貧困を固定的なものにする

・親の階層によって、子どもの学力のみならず、意欲にまで格差が生じている  
(荻谷剛彦東京大学教授 調査)

・親の収入が低いほど、子育ての相談相手もいない、困った時に助けてくれる人もいない、といった孤立状態に陥りやすく、子どもとゆっくり過ごす余裕が持てない、といった傾向が見られる。  
(松本伊知朗札幌学院大学教授 調査)

・貧困家庭では、虐待も起きやすい。  
(東京都福祉保健局 2005年調査)

## 何故？育てる営みが壊れたのか

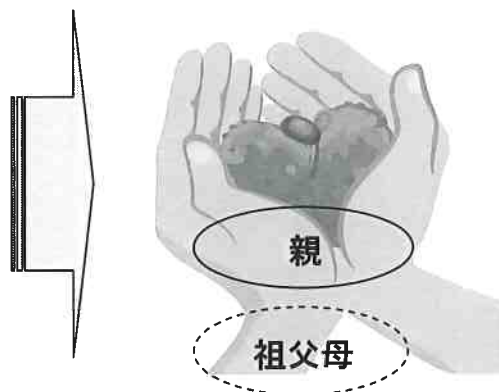
— 多様な関わりの希薄化 —

### 昔の子育て環境



### 現在の子育て環境

■若い夫婦だけでは、子育ては出来ない  
ということをおぼえてしまった日本人



誰かが「愛すること、信頼すること、受容れること、認めること、支えること」の役割を担っていた

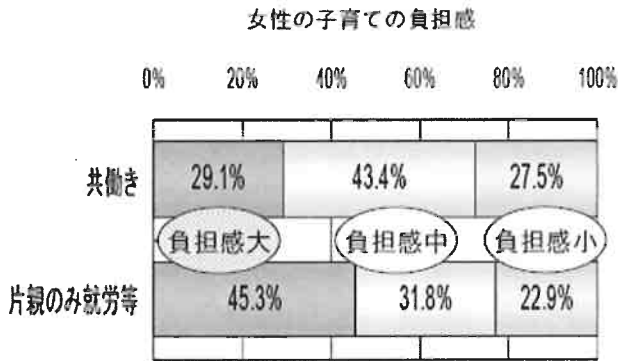
一人でいくつもの役割を演じることは困難



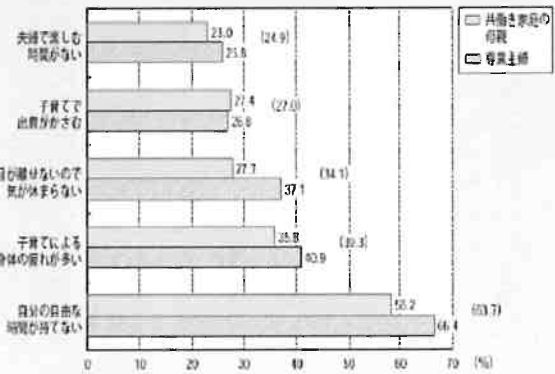
# 子育ての負担感

- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況



(資料) (財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料：厚生労働省「第2回21世紀型社会実現調査」(2002(平成14)年度)  
注：( )内は、共働き家庭の母親、専業主婦の負担感を調整平均したものである。

## 社会福祉法人の経営する

### 保育所の機能とサービスの未来像

全国青年経営者会 保育所経営に関する検討会 (2004年)

#### 子育て支援コーディネート機能

##### 社会資源・他施設との連携

児童相談所・福祉事務所  
保健所・医療機関・保育所・幼稚園  
障害者福祉施設・母子生活支援施設・学校・警察・弁護士・民生委員・児童委員・地域ボランティア・子育て支援NPO・子育てサークル・児童館・ネットワーク等

#### 子育て支援機能

地域子育て支援センター(相談支援等)・つどいの広場(子育てサロン等)・子育て短期支援(ショートステイ/トワイライトステイ)・放課後児童クラブ・育児支援家庭訪問(ホームヘルプ)・ファミリーサポート等

保育士・看護師(保健師)・臨床心理士・相談員・栄養士・ホームヘルパー・保育ママ等の配置

「保育に欠ける」という視点を広げ、地域のすべての子育てニーズに対応する視点

#### これまでの保育機能

延長保育・休日保育・一時保育・特定保育・夜間保育・乳児保育・障害児保育・乳幼児健康支援一時預かり(病児・病後児保育)等

#### 犯罪から守る機能

子どもの安全を守る

#### 地域貢献機能

福祉教育・コミュニティ再生・ネットワーク化による拠点機能等

#### 地域生活支援機能

災害時支援・高齢者デイサービス・障害者デイサービス・低所得者支援・専門外分野に関する相談窓口・虐待防止・独居老人見守り等

他機関との連携・ネットワーク化への視点  
連携・ネットワークにより様々なニーズに対応する視点

地域への視点  
「子育て」のみならず、地域の福祉ニーズに対応する視点

# ■ 子ども・子育て会議 ■

## 子ども・子育て会議(制度設計)

### 子育て会議基準検討部会

地方版

子ども・子育て会議  
(需給調整)

#### ■子ども子育て支援法

- ①「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更の際に意見を述べる
- ②認定こども園、保育所、幼稚園や地域型保育事業の利用定員の設定について意見を述べる
- ③子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する

#### ■改正認定こども園法

- ④新幼保連携型認定こども園の認可(設置・廃止)に関して意見を述べる
- ⑤その他、次世代育成支援に関する事項について調査審議する

子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項

市町村子ども・子育て支援事業計画

幼保連携型認定こども園	認可	確認
その他の認定こども園	認可	確認
保育所	認可	確認
幼稚園	認可	確認
地域型保育(家庭的保育、小規模保育等)	認可	確認
地域子ども・子育て支援事業		

# ■ 統廃合の意義 ■

## — 行財政改革 —

- 統合により余剰財源ができたことで、他の子育て支援施策経費に充当できる
- 余剰財源により、3. 保育環境の整備が進み、子ども達の生活環境が良くなる
- 余剰財源により、7. 保育所(園)の施設整備が進み、大雨洪水等の災害時でも安心できる

(保育所1カ所を廃園した場合)

例えば……

児童館運営費 約4か所分



- 子育て支援事業 (親子館事業等)
- 学童保育事業
- 障害児受入 (放課後)

統合による新たな財源

市の新たな財源

2,100万円

5,900万円

南あわじ市

保育料

市負担

市負担

国基準

保育料 3,200万円

市負担

4,800万円

保育所運営費

8,000万円

## ■ 公立保育所の民間移管の意義 ■

### — 行財政改革 —

- 移管により余剰財源ができたことで、他の子育て支援施策経費に充当できる
- 余剰財源により、3. 保育環境の整備が進み、子ども達の生活環境が良くなる
- 余剰財源により、7. 保育所(園)の施設整備が進み、大雨洪水等の災害時でも安心できる

(廃園せず保育所1カ所を移管した場合)

例えば……

児童館運営費 約2.5か所分



- 子育て支援事業 (親子館事業等)
- 学童保育事業
- 障害児受入 (放課後)

移管による新たな財源

	2,100万円	5,900万円→2,300万円		市の新たな財源	3,600万円
南あわじ市	保育料	市	1,200万円	国・県	3,600万円
国基準 民間の場合	保育料	3,200万円	1,200万円	国・県	3,600万円
保育所運営費	8,000万円				

21

## ■ 公立保育所の民間移管の意義 ■

### — 園舎の老朽化への対応 —

- 民間の建築により余剰財源ができ、他の子育て支援施策経費に充当できる
- 余剰財源により、3. 保育環境の整備が進み、子ども達の生活環境が良くなる
- 余剰財源により、7. 保育所(園)の施設整備が進み、大雨洪水等の災害時でも安心できる

(保育所1カ所を建替え移管した場合)

例えば……

児童館運営費 約12か所分



- 子育て支援事業 (親子館事業等)
- 学童保育事業
- 障害児受入 (放課後)

民間建替えによる新たな財源	1,666万円↑	5,000万円		市の新たな財源	18,334万円
民間で建替えの場合(基金)					13,334万円↑
民間で建替えの場合	2,500万円	5,000万円	2,500万円	市	国負担
公立で建替えの場合				市	民間負担
保育所建築費	20,000万円				

22

# ■ 公立保育所の民間移管の例 ■

－ 3つのパターン －

## Aパターン



4月1日～

- 職員の対応が比較されやすい
- 修繕費の負担の問題

## Bパターン (建替え移管)



4月1日～

- 建物が新しいので喜ばれる
- 安心子ども基金（補助金）が、いつまで続くか？
- 土地確保をどうするのか？
- **市からの無償貸与**
- **持ち込み（自前）**

## Cパターン (建替え移管)



5年～10年後

- 建物が新しいので喜ばれる
- 「移管」を知って入園する保護者が多く、移行しやすい
- 安心子ども基金（補助金）が、いつまで続くか？
- 土地確保をどうするのか？